

質 疑 回 答

※昨年度実施しました、木造保育園プロポーザルでの質疑回答を掲載いたします。

	質 問	回 答
1	・実施概要「2 参加資格要件」の「(1) 応募者の要件」にある「① 建築士法に基づく一級、二級又は木造建築士登録業者」とは 建築士事務所登録業者のことでしょうか。	・質問のとおり、建築士法第23条の3第1項に基づき、一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿に登録している事務所をいいます。
2	・同資料「3 審査概要」の「(2) 審査の流れ」について、一次審査は実績等の提出物で審査し数社に絞り、二次審査では新たな提案書により理解・提案能力を評価し決定するという認識で良いでしょうか。また、この時、二次審査では一次審査の評価も加味されるのでしょうか。	・提出期限までに提案書（実績等を記した書式及び提案事項を記した書式等）を提出していただき、それらを基に一次・二次審査を行います。 ・一次審査では、業務遂行に際して応募者の実績が提案事項と並び重要なポイントであるとの認識から、業務実績・体制等に対する評価を行い、二次審査へ進む応募者を選定します。その後、二次審査では提案事項に対する評価を行い、一次審査の評価も加味して本業務に最も適した応募者を選定します。 ・なお、上記については応募者が多数の場合を想定しており、少数であった場合には、全ての応募者の提案に関する事項に対して評価を行います。
3	・資料の「2 参加資格要件」の「(2) 協力者等の要件」の記載の通り、協力者等も競争入札参加資格を有した登録事業者でないといけないのでしょうか。	・御意見を踏まえて再度検討した結果、協力者等の資格要件から「本市の競争入札参加資格を有する登録事業者」を外すことといたします。また、審査において「本市の競争入札参加資格を有する登録事業者」であることを評価のポイントに加えます。
4	・プロポーザル説明書内 7.参加資格要件(2)における「協力者」の定義について、弊社内の管理技術者を除く主任技術者は所員であり、協力者と考えなくともよろしいでしょうか。	・「協力者」とは、基本的に（様式一1）プロポーザル参加意向申出書提出者（管理技術者）の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指します。よって、（様式一1）プロポーザル参加意向申出書提出者（管理技術者）の組織に所属しているもの（所員）は「協力者」とはなりません。

	質 問	回 答
5	<p>・プロポーザル説明書内 7. 参加資格要件(1)カ における「…本業務対象施設と同等以上の～」に示される同等以上とは何を示されているのでしょうか。用途または構造でしょうか。</p>	<p>・同等以上とは、500 m²程度の「子育てや子供に関する施設（幼稚園、児童館、学童保育所、子育て支援施設、保育園等）」を示しています。構造は問いません。</p>
6	<p>・プロポーザル説明書内 12. (7) その他. コ における概算工事費約 580,000 千円は、業務説明資料 6 (5) に示される延べ面積約 950 m²に対して m²単価で約 611 千円となります。これは比較的余裕のある数値と思われませんが、この概算工事費には建築工事費以外の項目が含まれているのでしょうか。含まれていればその概要をお知らせ下さい。</p>	<p>・プロポーザル説明書内に記載されている概算工事費は、今回新たに建設する園舎の建設工事費（建築及び外構、電気及び機械設備、昇降機設備、その他各種仮設等）のみを指します。よって、既存園舎の解体工事費等は含んでおりません。</p> <p>・また金額については、あくまで予算編成時の概算要求額であることから、プロポーザル説明書内にも記載されているとおり、「上限」かつ「今後の予算編成の動向等により削減される場合がある」という条件付きの提示額です。</p> <p>・したがって、今回プロポーザルの技術提案書の課題や評価基準で示されている本市の方針（建設及び維持管理コストの抑制等）に対して、最も配慮された提案が高評価となりますので、それらの点を十分考慮して提案を行ってください。</p>
7	<p>・プロポーザル参加意向申出書内 様式 4 管理技術者・主任技術者一覧 設計（基本・実施）業務実績欄の「同一 類似」とは何を示されているのでしょうか。用途または構造でしょうか。</p> <p>例えば木造であった場合、構造は「同一」となると思いますが、この場合「同一」と記載してよろしいのでしょうか。</p> <p>また、幼稚園は保育園の類似の用途と考え、「類似」と記載してよろしいのでしょうか。</p>	<p>・（様式—4）における「同一類似」欄は、「用途」の視点で記載して下さい。ただし、「同一」の条件は「保育園」、「類似」の条件は「子育てや子どもに関連する施設（幼稚園、児童館、学童保育所、子育て支援施設等）」とします。</p> <p>・なお、審査においては「用途」及び「構造」の両視点から、今回業務に最も必要とされる知識、技能、経験等を保持しているか否かを判断、評価します。したがって、最も評価点の高い業務実績は「用途」及び「構造」の両面で「同一」の条件が揃った場合、つまり「木造の保育園」の実績となります。</p>
8	<p>・プロポーザル参加意向申出書内 様式 5 協力事務所等同意書の右上の印の欄についてですが、これは応募者の印か、協力者の印のどちらでしょうか。</p>	<p>・応募者の印としてください。また（様式—5）の備考欄にも記載があるとおり、協力者がいない場合も「該当なし」と記入の上、提出を行ってください。</p>